

## 公表事項

命令に従わなかった違反者氏名	丸山 嘉斗
命令に従わなかった違反者住所	神戸市兵庫区
禁止行為に係る店舗の名称	—
禁止行為に係る店舗の所在地	—
公表の原因となる事実	上記違反者は、禁止地区において客引き行為をしたことにより、令和6年6月24日、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和6年7月23日、神戸市中央区北長狭通1-8-3先において、同所の通行人に対し、関係店舗への客引き行為を行ったもの。